

平成 25 年度第 5 回習志野市長期計画審議会 議事録

日 時：平成 26 年 1 月 30 日（木曜） 14 時 00 分から 15 時 30 分まで

場 所：サンロード津田沼（京成津田沼駅ビル）6 階 大会議室

委員出席者：大島委員（会長）、木村委員（副会長）、斉藤委員、田中委員、央委員、
清水委員、廣田委員、橋本委員、海寶委員、大塚委員、越智委員、小池委員
（欠席：金子委員、鯨井委員、細川委員）

事務局出席者：諏訪企画政策部長、市川企画政策部次長、竹田企画政策課長、越川係長、
中野主査、柴垣主任主事、徳岡主任主事

議 題：1 審議のまとめについて
2 パブリックコメントの提出意見について
3 諮問に係る審議

議 事 録：

開 会	
企画政策 課長	それでは皆様、こんにちは。定刻前ではございますが、予定の皆様がお揃いですので、会議を始めさせて頂きたいと思います。 進行を会長、宜しくお願い致します。
会長	定刻前ですが、皆様ご参集ですので、開始したいと思います。 只今から、平成 25 年度第 5 回習志野市長期計画審議会を開催します。 本審議会は、習志野市長期計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定によりまして、委員の過半数の出席が要件となっております。本日は 12 名のご出席を頂いておりますので、審議会は成立しております。 また、会議に先立ちまして、本審議会の公開・非公開につきましては、平成 17 年度第 1 回長期計画審議会において、原則公開と決した所であります。本日の傍聴者は 1 名となりましたので、ご承知おき下さい。 それでは、傍聴者の入室を許可します。傍聴者におかれましては、会議を傍聴するにあたりましては、注意事項の厳守をお願い致します。 また、本日の議事録の署名につきましては、J 委員と F 委員にお願いしたいと思います。宜しくお願いします。 では、次第に従って進行してまいります。 次第の「1 審議のまとめについて」です。これまでの審議会の議事録は、その都度皆様のお手元にお送りしておりますが、事務局において、これまでの審議についてまとめて頂いております。 現在、この審議会では、昨年 11 月 6 日に市長より諮問がなされた、前期基本計画（案）について審議をしておりますが、本審議会としては、この諮問について答申をまとめる必要があります。 この審議のまとめは、前回までの審議や郵送等で意見を提出して頂いたも

平成 25 年度第 5 回習志野市長期計画審議会 議事録

企画政策 課長	のを、まとめたものであって、基本構想を審議した時と同様に、こちらのまとめを基にして、答申の内容を検討したいと思います。 では、事務局より、説明をお願いします。 はい、それでは着席のまま失礼を致します。 次第 1「審議のまとめについて」、ご説明を申し上げたいと思います。事前に配付をしております資料 1 をご覧頂きたいと思います。 こちらは、今、会長よりお話がございましたように、前回までの審議会におきまして、皆様の審議内容について精査をし、まとめさせて頂いたものでございます。 ご覧頂いた中で、項目として漏れや、追記等があれば、後程、ご意見を頂戴できればと思っております。それでは、順次ご説明申し上げます。 説明「審議のまとめについて」 【資料 1 に基づき、事務局より説明】
会長	はい、どうもありがとうございました。 前回までの審議内容をまとめて頂いたものということでございます。 今、お聞きした限りでは、皆さんで審議した内容が網羅されていて、項目としては、こちらで良いかと思えます。 先ほども申し上げましたが、この審議会としましては、諮問に対する答申が求められています。基本的には、審議の中から答申を出すべきものと考えておりますので、こちらのまとめを基にしまして、答申の方法を考えていきたいと思えます。 では、詳しいことについては、次第 3 で審議をすることにしまして、この後は次第 2「パブリックコメントの提出意見について」のご報告を頂ければと思えます。 前回の審議会においても報告があったと思いますが、本案に対するパブリックコメントは昨年 12 月 16 日から今年の 1 月 15 日まで実施しました。 このパブリックコメントにおいて提出された意見について、事務局より、ご説明をお願いしたいと思います。
企画政策 課長	はい、それでは次第 2「パブリックコメントの提出意見について」でございませう。資料 2 と、本日配布をさせて頂きました資料 3 をご覧頂ければと思えます。 ただ今、会長よりご説明がございました通り、昨年 12 月 16 日から、1 月 15 日まで、およそ 1 カ月にわたりまして、前期基本計画（案）に対するパブ

	リックコメントを実施してまいりました。 提出件数につきましては、インターネットによる提出が 1 名。それから、持参により企画政策課までお届け頂いたものが 1 名。合計で 2 名の方よりご意見を頂いております。 説明「審議のまとめについて」 【資料 2 及び資料 3 に基づき、事務局より説明】
会長	はい、どうもありがとうございます。 パブリックコメントは 2 名の方から提出がなされています。資料 3 が原文ということですね。事務局でまとめて頂いたのが、資料 2 です。 最初の審議のまとめと、パブリックコメントの意見を基にして、次第 3 「諮問に係る審議」に移りたいと思います。 先程も申し上げましたように、基本的には、答申をまとめなければなりませんので、方向性をご了解頂いた上で、皆様からのご意見を伺いたいと思います。 特に資料 1 の答申として盛り込むべき項目の文言等について、まずはご意見やご感想がありましたら、お願いしたいと思います。
K 委員	質問でも良いですか。
会長	はい、どうぞ。
K 委員	審議のまとめの 2 頁目、「④ 人権意識等の福祉教育について」ですが、私、前回、お休みを頂いて、議事録を拝読してしまして、いつ、この議論が出たのか、記憶になかったので確認したいのと、あえて、最初に「いじめ」ということで、私は教育関係に携わっているので気になっています。いじめは、今、問題になっていますが、それは今に始まったことではないですし、児童虐待とか、特別支援を必要とする子どもとか、不登校とか、色々ある中で、あえて「いじめ」だけが載っているということと、「おもいやり、やさしさの欠如」のような非常に抽象的なことで書かれていること、ここの文言が基本計画案のどこに含まれるのかが確認が出来なくて、頂いた資料の第 3 章第 2 節第 2 項の第 1 号や第 2 号に含まれるものなのか、それでそこに福祉教育ということがはっきり書かれていないので、今後、盛り込んで欲しいという意見なのかということがよくわかりません。 先程の説明でもよくわからなかったなので、確認させて頂きたいと思います。

企画政策課長	前回の長期計画審議会において、L 委員から、学校教育の記述の中に福祉教育にふれた部分がないというご意見が、元々ございました。 そして、基本的に掲載をしている箇所としましては、79 頁の第 2 項として、「子どもの生きる力を育む教育の充実」、これの「本計画での取組内容」の中段あたりになります。ここに、「新しい人権感覚を醸成する人権教育、平和に寄与する態度を養う平和教育、あわせて福祉について理解を深め、ともに生きる力を培う福祉教育」、この人権教育・平和教育・福祉教育という部分を追記させて頂いております。 委員よりご指摘の、枕詞として「昨今の」という部分が、答申としては不適切ではないかということであれば、そこは調整をさせて頂きたいと思います。基本計画の中では、79 頁の中で、福祉教育をしっかりと記述をしていくという方向で、前回の審議会では意見がまとまっております。
K 委員	はい、ありがとうございます。補足ですが、子ども達への教育、もちろん含まれているのですが、子ども達への教育をするところの、親であるとか、大人へもそういった教育も必要だと思います。今だと、「子ども達への」と明示されているので、もう少し何か広く、子どもだけではない形で教育が行われていくということを何かぼやかして頂いた方が良い様に思いました。
会長	その所では、子ども達を対象にした様な記述がありますが、あわせて親をということですか。
K 委員	いや、教育関係者もそうです。その 79 頁の「本計画での取組内容」の所にも、「研修会や校内授業研究会を通して」とあるので、教員にも、能力とか知識を養っていくということが含意されているのだろうと思います。
会長	教育者への教育というか、認識を高めていってもらおうという努力が必要であらうし、記述でもそういった箇所があった方が良いのではないかと思います。 福祉教育については、L 委員からはいかがですか。
L 委員	K 委員からお話がありましたが、考え方としては一緒です。それが、当然、子どもを教育する職員たちが、福祉教育を正しく理解していないのであれば、それは行わなければいけないことだと思います。 一応、こういった表記をして頂いたので、これで良いかなと思います。

会長	教育者も含めた形で進める必要があるということを入れた方が、より説得力が出るのではないかと思います。
企画政策 課長	事務局としては、第 2 項はどちらかというと、幼児教育、学校教育という表現でございます。77 頁に「家庭教育の推進」という箇所がございます。私どもも、就学前のお子さん、保育所や幼稚園に預けていないお子さんもけっこういらっしゃいますので、未就学のお子さんへの子育て支援ということで考えると、「未就園児から家庭保護者の教育力の向上に努めます」と簡単ではありますが、記述はさせて頂いております。この中で読み取って頂ければと思っている所でございます。
会長	他にはいかがでしょうか。
J 委員	これは基本計画と実施計画の関連についてですが、当然の様に各セクションにおける事業、色々な計画があります。もちろん基本計画の中で、全部表現として網羅する事は出来ないとして、ただ、ここに書いてあることの確認として、「(3) 今後の方向性に係る意見」という中に「実施計画の策定にあたっては、基本計画に沿った事業を展開し、」とある中で、基本計画に書かれなかったものも当然ありますよね。つまり、基本計画に書いてあるものが中心だろうが、この中に書いていないものもあるという認識の上でやっていくのかどうかをまず聞きたいです。 具体的な話は、今は聞きませんが、3 か年の実施計画で各セクションの事業が入ってくるとは思うのですが、そこだけ確認をさせて下さい。
会長	この計画で明記されていない様なことについては、いかがでしょうか。
企画政策 課長	委員ご指摘の部分については、私どもとしましては、かなり全般的に網羅をした計画を作成していると思います。その中で、若干の濃淡を表す部分で、実施計画の中で、「次期計画の中では子育て支援に力を入れようじゃないか」という事であれば、子育ての方に力が注がれる、その分、土木の方は少し抑えようという様な政策的な判断もあろうかと思います。 今、ご指摘の計画に盛り込んでいないものについては、私どもとしましては、広く考えると環境分野であったり、教育分野であったり、子育て分野であったりということで、行政の守備範囲を丁寧に記載をさせて頂いているという認識でございます。実施計画で若干の濃淡は出てこようかと思います。が、盛り込んでいないから、ある部分はやらないという様なことは、特に考えてはおりません。

会長	あるいは、どうしても気になるということであれば、その部分を加筆するというところもあるのかなと思います。
J 委員	簡単にお話しさせていただきます。 私も環境には非常に興味を持って取り組んでいますが、「③地球温暖化対策におけるエネルギーの効率的な利用について」では、太陽光等の新エネルギーは良いとして、もう一つ重大なことに、ごみの問題がありますが、これが取り上げられていないのではないかと思います。 例えば、今まで議会でも言ってきましたが、今、千葉市が 2 月 1 日からごみの収集を有料化しており、習志野市も個別計画の中ではそれを謳ってはいます。であるならば、大きな問題であり、96 万都市の千葉市があれだけやろうとしている時に、習志野市だって 16 万都市ですから、当然、それはやっていかなければならない時代の趨勢というものがあります。それぐらいは明記しておいた方がよいのではないかと思います。 ここには書いてないが、それが実施計画上で載りますよ、とか、当然認識していますよ、ということであれば問題ないのですがね。逆にここに書いていないから、「基本計画に沿った」事業の展開となってしまうと困るので、今、お聞きしました。
会長	ごみの問題は、計画上では記載がありませんか。
企画政策課長	「廃棄物等の適正処理の推進」という大きな項目で言えば、64 頁以降にございます。
会長	一般廃棄物処理基本計画というものがあるんですね。
J 委員	そうです。そこで有料化を謳っているのですが、こちらにはそれが入らないのかということです。検討とは書いてあるのですが。
企画政策課長	ご指摘の内容は、一般廃棄物処理基本計画の中では謳われているのではないかと思います。基本計画ということで、ごみの有料化というところまで記載が出来ておりません。 65 頁の 2 号で「廃棄物の適正処理及び処分」の中で、「さらなるゴミの減量や再資源化に努めることで清掃工場への負担を軽減し」とあります。この減量や再資源化という所で、あわせて有料化も含めた議論が出てくるのかなという認識をしております。ただ、実際にお金を取る取らないという話に

	なってくると、非常に政策的な部分がありますので、この基本計画での書き込みという所までは出来ておりません。
J 委員	課題だと思います。
会長	実施計画で出てくる場合もあるわけですね。
J 委員	全体的には理解していますが、ただ基本計画との関係で、そこは無視していないよというのであれば、今後の実施計画で見えていけるため、私としても意見が言えるので、いいと思います。
会長	心配であるということであれば、「基本計画に沿った」という表現に、若干、幅を持たせてみるとか。
J 委員	そうですね、「処理計画に」とかですね。
企画政策課長	「③」の中でということで理解しました。
会長	他にはいかがでしょうか。
H 委員	このパブリックコメントの中で意見を申し上げます。この中に、財政計画について、色々ご指摘があります、非常に良いご意見だなと思いながら、読ませて頂きました。 パブリックコメントの内容、それから財政計画を見まして、率直に言って、ここはまさに基本計画のベースのベースになる部分ですから、はっきり言ってもう少し丁寧に書いても良いのではないかと思います。数字の話なので、難しいとは思いますが、もう少し、手厚くても良いのではないかと思います。 パブリックコメントの意見と関連させて言わせて頂くと、経常経費だけではないかというご意見ですね。確かにその通りで、では経常経費以外でこういうものがあるのだと、それは数字の様な形でなくとも、別に文章でもいいので、説明をする必要があるのではないかと思います。 それから、事前に提出したものに書いておきましたが、これは一目瞭然で歳入より歳出の方が少ないわけですね。民間の会社と違いまして、地方自治体というのは黒字が多ければ良いというものではなくて、むしろ、計画的に見通しを立てるなら赤字が出たって構わない。では、その赤字と黒字の差は

会長	どういう意味があり、どういうことに使うのか、という様なことも説明する必要があらうかと思います。 歳出についてですが、これは予算の説明で言えば、目的別ですよ。それをさらに、性質別のように載せることが出来れば、より分かりやすい丁寧な財政計画になるのではないかと思います。 そのあたり、ご説明を、もしくは見通しを頂ければと思います。 確かに財政計画のところは非常にさっぱりとまとめられていると思うので、元々長期計画審議会では、この部分は守備範囲から外れるということなのではないでしょうか。
企画政策課長	パブリックコメントにもご意見を頂戴している部分でもございますが、基本的には財政計画があって、基本計画、実施計画が組み上げられていくものだろうというご意見でございます。 ここは確かにその通りかと認識をしておりますが、ただ、やはり 26 年度の予算編成とも大きくかかわってくる部分もございますので、まずもって昨年の 7 月、8 月時点での経常経費分だけの財政予測をこちらには掲載をさせて頂いたということでございます。 今後、この経常経費分の財政予測と、さらには行政改革の取組の中で財源をどれくらい生み出せるのかという判断の中で 26 年度以降に取り組んでいく事業を精査していこうということで、庁内的には作業を進めてきた経過がございます。 そういう意味ではこの 3 頁、下段にはあくまでも 7 月末の経常経費分だけの財政計画ですと、今後、経営改革の取組で財源確保を図りつつ、実施計画に計上する事業、これらを精査していくので上記数値は変更になりますということで、大変申し訳ないとは思いますが、このページが差し替わることを前提のパブリックコメントになってしまっております。 委員よりご指摘の通り、この歳入歳出を見た時に、黒字赤字、それが今後どの様になるのか。何を物語るのかということなのだろうと思いますが、当然に経常経費分だけの財政予測ですから、黒字になっていないと、臨時的な経費について、何も出来ないという状況でございます。 大変申し訳ございません。26 年度から 31 年度まで、一つにまとめた数値ということで、現状は黒字ということではありますが、やはり各年度の見込みがございますが、そういった部分を今、行革の取組の中でうまく財源を確保しつつ、実施計画の作成を進めているという状況で、今後、どの様な大きな事業が想定されるのかというのをいくつかご紹介致しますと、皆さんご承知の通り、新庁舎、これが今、新聞でも記載されておりますが、26 年度予算

	で、今後 5 年間で 109 億という金額を計上しております。それから大きい所 と言いますと、清掃工場の問題、谷津小学校の問題、それから文化ホールの問題、さらには多くの公共施設も老朽化が進んでおり、公共施設再生計画も、今、取りまとめている最中でございます。このようなことから申し上げますと、ご指摘の通り、この黒字幅では事業は成り立たないということで、今、私どもとしては事業の計画年度を見直して、事業費を見直して、さらに行革の取り組みの中で財源確保に取り組んで、基金の取り崩しも視野にいれながら、この計画期間中の収支を取って、基本計画に基づく実施計画を取りまとめようと考えている所でございます。 この 3 月末までに固めなければいけないわけですが、この財政計画が、長計審の守備範囲ではないのかと言われてしまうと申し訳ないのですが、そのあたりをお含み頂いて、今後、差し替わるという事を前提でご了解を頂ければ、私どもの方でもう少し細かな財政計画を作りあげ、それで基本計画をまとめていければと思っております。 今、委員から歳出の目的別というお話がありましたが、申し訳ございません、こちらは性質別の収支という事になります。目的別というのは、やはり議会費があつたり、総務費があつたり、民生費、衛生費とそれぞれの目的に別れる区分がございますが、歳出で言うところの人件費、扶助費、交際費という分類は性質別という分類をさせて頂いております。この性質別という分類が、他市との比較で一番わかりやすいということになりますので、この分類については、この様な表現にさせて頂ければと思いますが、今後、差し替える中では、出来れば、この 26 年度から 31 年度という括りではなくて、前期実施計画期間中、後期実施期間中にはこれくらいという感じで、少し細分化した状態、もちろん収支もきちんと取れている様な財政計画というものを作り上げようと認識しております。 長くなりましたが、状況としては以上になります。
会長	H 委員はいかがですか。
H 委員	大体わかりましたが、いずれにしても、この部分は数字だけの所で面白くない所なのですね。ですから、丁寧に分かりやすくが大事だと思います。
J 委員	一つ気になったのが、公共施設再生については、全体のコストと基本計画の 6 年間、ここの整合性はとれているのですか。ここの関係性は、きちんと 3 月のこの時点の整合性は取って、反映させてあるのですか。 25 年もかかる中で、その中の前半 6 年ですから、全体像が見えない中で書

企画政策課長	くということは、その整合性は、今の考え方の中でとれているのですか。財政フレームがある程度の方向性ができていますよ、ということだけは示していただきたい。 今回の公共施設再生計画、これはご指摘の通り、25 年間の計画でございます。今、私どもの基本構想は 26 年度から 37 年度の 12 年間、さらにこの基本計画は前期計画として 26 年度から 6 年間ということでございます。この財政計画は、前期基本計画中の 6 年間を作り上げ、その中で実施計画を前期後期と分ける予定でございます。 その 6 年間の財政計画では、まず収支をとった状態で実施計画を整理していこうと思っております。後期基本計画中の次の 6 年間については、財政的な裏付けがあるのかと率直に聞かれると、現状で担保は取れていないと言わざるを得ません。ただ、この前期の 6 年間でやり繰りする中で、当然、後期の 6 年間を作り上げていく中で、今一度、財政計画を作り直さなければなりません。 その中で、当然、財源がどうなのか、基金がどうなのか、債務がどうなのかというようなことを考え直して、後期の計画期間を作り上げなければならないと思っております。 公共施設再生計画の方も 3 期計画までございます。1 期、2 期については、この基本構想期間ですが、3 期目は残る 13 年間という事で、ご指摘の通り、基本構想にも謳われていない期間中の事象ということになりますが、今、公共施設再生計画の方では、現状見込まれる改修計画を 2025 年度まで計画をしているということで、それはあくまでも現状を見込んでいるということになります。 大きく変わるかもしれないということでは、もちろん、民間による開発という部分も大きく作用してくるのではないかと思います。簡単に申し上げますと、まず袖ヶ浦、こちらは 3 期計画になりますと、建替えの議論も活発になってくるわけですが、袖ヶ浦団地が今のままかといえば、それも分かりません。もし、袖ヶ浦団地がこの 12 年間で別の形で再生をされて、若い方々が入って来るといえることになれば、場合によっては公共施設再生計画も見直さなければいけないという様な事も将来的には考えられますが、あくまでも、現状見込まれる 25 年間で、私どもは計画させて頂いているということでご理解を頂ければと思います。 J 委員 そのような前提条件をコンパクトに説明して、これは 6 年間のものですよと言わないと。さもここで言っていることが 25 年間の全体像の一部だと思われるたら大変なことだと思います。
---------------	--

	だから、前提条件を丁寧に説明しないと、一般の人が見たらわからなくなってしまう。6 年以降も、これですつといくのだという話になってしまうと。 そのために、今の前提条件をコンパクトにまとめたものを付加しておかないと、誤解されてしまうということを言いたいのです。
会長	わかりました。財政計画については、説明を丁寧にさせて頂いて、無用な誤解が生じない様な工夫をして頂ければと思います。
企画政策課長	はい、十分整理をさせていただきますし、また審議のまとめについてもそのような意見を盛り込ませて頂きたいと思います。 J 委員と H 委員からもご意見を頂戴しておりますので、この審議のまとめに記載をさせて頂き、これを基に答申案を作り上げて頂くことになりますので、答申にもしっかりと謳って頂ければと思います。
C 委員	不安を抱かせるような話にしてはまずいので、条件を説明する必要があります。逆に不安要素を書いてしまうと、それはキリがない。25 年も先のことから。
会長	現在の計画に縛られてしまうと、長期的な展望が出にくくなりますので。 パブリックコメント中のものについては、財政面のものが多くありますが、委員の皆様の中で、これらの意見に補足してという様なことがあれば、出して頂きたいと思います。
C 委員	ないです。
G 委員	特に基本計画の案が出ていますよね、それに沿った内容でまとめておりますので、大きな変更は要らないと思います。これだけの大きな計画ですので、想定されることを全部想定してもそれは仕方ないことで、その時々において詰めれば良いと思います。長期的なものとしては適切だと思います。
会長	先程のご意見や、細かな表記の注意をして頂くということで、答申案としてまとめて頂いて、全体としてはお願いをしたいと思います。 それでは、次第の 4「その他」について、事務局よりお願いします。
企画政策課長	それでは、次回の長期計画審議会の開催についてご説明いたします。 次回の長期計画審議会は、「答申」になります。前回、基本構想の時と同

平成 25 年度第 5 回習志野市長期計画審議会 議事録

	様に、スクリーンを使いながら、皆様で作りに上げていく方法もございましたが、場合によっては、簡略化した形で作業を進めて行っても宜しいのかなとは思っております。
C 委員	これはかなり煮詰まった話だと思っているので、私としては、この答申を皆さんにお配りして、ご意見を承って、何かなければ答申という事でされたいかがでしようかと思います。もう一度集まって、ワープロで作業というような内容ではない気がしますが。
会長	大体の趣旨は、前回と今日でご賛同頂いて、いくつか修正点要望が出ました。その点については、事務局の作業ではないかと思います。
C 委員	これが答申になるのですよね。今言った様なものが網羅されて、付け加えられて。
企画政策課長	はい。
C 委員	これを配って、皆さんからご意見を聞いたらどうでしょうか。
会長	そうですね。それでもし宜しい様でしたら、私と副会長で確認させていただきます。修正の内容については、皆様の趣旨を汲んで確認致しますので。
J 委員	ただ、そうすると個別に委員が前期計画案を見て、事務局に言うだけということでしょうか。
J 委員	先ほど財政計画も変えると言っていましたが、そこは検討しないのですか。
会長	財政計画については、答申の中で詳しい事までは言えないという事ですよね。
企画政策課長	はい。
会長	ただし、ここで出た意見を、文言に加えて反映させるということだと思います。

J 委員	その表現はまだ出ていないので、その表現は検討しなくていいのですか。財政の大事なことなので、それで最後締めないと。個々で勝手にこうしろと意見を出してしまってもいいのですか。
会長	本日頂いた意見については反映させて頂くということになります。それで改訂版を見せて頂いて、その意見も頂くということです。
企画政策 課長	答申のとりまとめの段階では、財政計画の頁をこう変えますということは、タイミングとしてお示しすることが出来ません。あくまでも、丁寧に分かりやすくというご意見を頂きまして、私どもの方で、年度末に向けて、整理をさせて頂いて、仕上げていきたいと思います。 もし宜しければ、財政計画の頁を、差し替えの準備ができた段階で、皆様に資料としてお届けすることは可能です。 ただ、答申を次回に頂きたいというタイミングの中で、財政計画がこう変わりますという所までは出来ないのはご理解頂きたいと思います。 そういう中で、今、C 委員よりご提案頂いたのは、答申案は概ね方向性としては協議論が出し尽くされたのではないかということなのかと思います。 もしその答申案を私どもの方でまとめて、皆さんにお届けして、改めてご意見を頂くというやり方で、最後は会長副会長の一任で市長に責任もってご答申頂けるという作業が出来れば、もう一度、この様にお集まり頂かなくともいいのではないかというご提案かと思います。 答申をどうするかという場面と、財政計画をどうするかという場面は分けてお考え頂きたいと思います。
J 委員	時間がないからですか。
企画政策 課長	はい。
会長	そうでなければ、2 月の中旬に集まって、確認して頂くことになります。
J 委員	私が言いたいのは、これは審議会だから、まとまったものを答申するわけですよ。財政計画の部分は間に合わないからというのは。
会長	いや、間に合う間に合わないではなくて、内容自体が。

J 委員	出来た時に答申すればいいのではないですか。これを完全にしないと答申にならないと思います。
N 委員	経常経費以外は出来ないと思います。
J 委員	だから出来るまで待つ必要があるのでは。
N 委員	文言で答申に書くということ。
J 委員	この部分に前提条件を入れるという話をしていたのでしょうか。 基本計画が生きていく中で、25 年間の話ではなくて、6 年間の話をするのだから、今言われた様な話が載ってこないと。変えませんかということになったら、それはおかしいのではないのでしょうか。
企画政策 部長	今、変えませんかというお話はさせて頂いていないので、答申の中に、財政計画の記載をしっかりとしたものを書き込みなさいよという答申をこの段階で、今日の議論の中でご意見を頂きましたので、それを載せた答申案は、改めて事務局で作成して、委員の皆様にもまずお配りをして、この答申案で宜しいですかということを伺います。 それで、財政見通しの件については、これから実施計画の事業等の拾い出しがありますので、精査が出来ません。そういう事で、わかりやすく、これから 6 年間、次の 6 年間、更に次の基本構想期間への予測。そのことを含めての記載は基本計画上では致します。その記載をする内容についても、これは答申を頂いた後になるかも知れませんが、その内容については委員の皆様にはお配りをして、ご確認を頂くことでいかがでしょうか。
会長	私たちの方では、市長から審議をしてほしいということで、その結果として財政計画については誤解を招く恐れがあるので、もう少し丁寧に説明をしてほしいということを、この答申に入れるということです。
H 委員	この審議のまとめの改訂版が出るわけですね。その審議のまとめの改訂版には、指摘もあり財政計画についてはこれなりの方向で記載をしますと、そういう文言が盛り込まれるべきですね。そういうことですね。
N 委員	そのとおりです。
会長	現実的に時間的な問題もあるので、そういう形でしかできないということ

	ですよね。
A 委員	それは、記載をしますという答申はあり得ないわけですよね。そういうことを望むという答申はあり得るとしても。 我々が今、作業をしているのは、こちらの基本計画について、どうあつてほしいかということをもとめなさいということですよ。
会長	そうです。特段問題がなければ、宜しいのではないのでしょうかということです。
A 委員	いや、そこがたぶん違うと思います。今、会長が言われた、特段問題がなければよいのではないかという収め方は、私もおかしいと思います。 そうではなく、あくまでも、これについて市長に答申するものは、責任を持って確認すべきだと思います。 例えば、この計画の年次、それから財政計画を丁寧に説明してほしいという意見が出たという答申をしなければいけないわけですよ。 それは、やはり一任ではなく、確認した後、この場で決めるべきではないかと思います。
会長	そういうご意見が出ましたので、改訂案をまとめてもらい、それについての審議を行った後、答申するということにいたします。 ただ、総論についてはおおむね妥当であると判断するというではないでしょうか。
A 委員	そうですね、はい。
会長	語句などについても、答申とともに議事録も残っていますので、それは市長に見て頂けるので、従って、最終段階としての市長にどのように報告するかということで、その報告がこの答申に該当するわけです。 ですので、概ね妥当であると審議をしましたというのが全体的に言えると思います。
A 委員	それは前回までですよ。前回、概ね妥当であるという結論が得られました。
会長	そうです。ただ、以下の事項については、十分留意してほしいということで、いくつか出ている中で、今日、財政計画の部分がパブリックコメントで

	も指摘があり、ここでも議論されたということで、この財政計画については、丁寧に説明してほしいという要望を入れることとなります。
企画政策課長	そうしますと、審議のまとめを今一度叩き直しをして、次回に答申案をまとめて頂いて、ある程度、話がまとまった段階で、市長に答申書をお渡し頂くということで宜しいでしょうか。
会長	その様にした方が良いという意見が正論だと思いますのでお願いします。
企画政策課長	財政計画につきましては、時期の問題で間に合わないということがございますので、答申が出されました後に、最終調整をさせて頂くと、それを庁内の最高意思決定機関の中で検討させて頂くというご理解を頂ければと思います。
A 委員	すみません。私の認識が間違っていたら申し訳ないのですが、今日の審議会の内容はパブリックコメントで出されていて、我々が前回審議したまとめを、このパブリックコメントの意見を基に書き換える必要がどこにあるかということを審議したのが、今日の審議だと認識していますが、これを踏まえて、今日、いくつかご意見を頂いて、次回、このまとめを訂正したものを出して頂くということで、あくまでも、この資料 3 で頂いた市民の方々のご意見もこれに反映されているという確認を取ったという認識で宜しいですね。
会長	そうですね。今日のパブリックコメントで、審議以外の観点からご意見があったということを確認して、その中で、ここで審議が必要ということであれば審議をするということです。 その中で一番の大きなものとして、財政計画のことが出てきたということです。ただし、事務局の説明では、それ自体はデータとしては現状のものしか今は出せないということです。そのデータについての説明が不足していたのではないかという話でした。
A 委員	それは、会長、今のお話は個々の委員が出された疑問であって、パブリックコメントに対する話ではないですね。
会長	私たちは、パブリックコメントに直接、回答する立場ではないです。ただし、そのご意見の中で、皆様が重要であるとして意見を出されれば、ここで審議するということです。 従いまして、一部、簡略してもという意見がありましたが、そこはきちん

	と最後まで確認をさせてほしいという意見がありましたので、そのようにさせて頂きたいと思います。
企画政策 部長	今の会長の最終的なまとめの中で、次回、審議会を開いて、その時に議題として議論して頂く内容は、今日のご意見を踏まえた答申案を、事務局からご提案します。そのことに議論を頂いて、市長にお渡し頂くという形になります。 A 委員からのお話を承りますと、財政計画、予測の部分についても一定の修正がなされたものをこの審議会の中でも議論すべしと私どもは受け取っておるのですが、そのことはいかがでしょうか。 私どもとしましては、担当が申し上げました通り、次回の審議会では、財政計画、詳細なものについてはまだご提示が出来ないということがあるのを、今一度、委員の皆様にはご確認を頂きたいと思います。
C 委員	どうやって書くかだと思います。
企画政策 部長	一般的に審議会から頂戴する答申の中では、現案を諮問案として提出しておりますので、それについて手を加える、より良いものにしない、というのが答申だろうと思います。 私どもの審議会では、出来上がったものについて、今一度、諮問せよということまでは求めていないというのが、私どもの認識でございます。ですから、今一度、委員の皆様にはご確認を頂いた方が宜しいのかなと思います。
会長	次回は審議のまとめについて、今日の意見を入れた修正案を審議するというようなことになります。財政計画の細かい点までの審議は、私たちの守備範囲からは外れるのではないかと理解しました。 財政計画については、記述の仕方については工夫をしてほしいという様なことを文言として入れて欲しい。
A 委員	僕は腑に落ちないのですが、今、企画政策部長が言われたこの財政計画を書き換えて欲しいということは、今回この場でやるべきことではない話であって、皆さんから意見が出たのは、この予定が基本構想と基本計画、そして長期計画のどこに的を絞って計画したものなのかということを知りやすく書いてほしいという要求が出たということではないでしょうか。私はそういう認識をしました。書き方を丁寧にしてほしいという要望だったと認識しております。

平成 25 年度第 5 回習志野市長期計画審議会 議事録

会長	それは審議のまとめについての中にですか。
A 委員	いや。基本計画の中にです。
会長	次回は、この審議のまとめについての修正案の承認を頂くということになるかと思いますが。
J 委員	私は基本計画自体を議論するのかと思ったから。これを作る執行部に対する意見を出せというだけの話なのね。 では、事務局に聞きますが、こういう意見が出たという答申に対して、それは執行部として、何も変えないという判断をしたら、何も変えないのですか。意見の尊重性はどうなるのですか。
会長	審議会自体は、市長からの諮問委員会という位置付けなのですよ。
J 委員	何が言いたいかというと、ここで意見が出て、答申しても、極端な話、これを無視して、これを無視してしまうこともあるわけでしょう。
C 委員	それはないでしょう。
J 委員	そこを確認したい。それがないと、何のために時間をかけて喋っているのかわからなくなる。私は当然、これに修正を加えて、答申として返すのかと思っていました。
会長	あくまでも諮問ですので、この案について、ここで皆様からのご意見をお聞きして、こういう意見が出ましたと、こういう様に修正して下さいということを言うわけです。
C 委員	審議会の位置付けの話だから。
企画政策課長	基本的には、答申を私どもが頂いて、それを私どもが採用するのかわからないかと言われれば、しないこともあり得るのかもしれませんが、審議会からの答申ですから、それは重く受け止めまして、極力意見を反映させていくというのが、事務局としての務めだろうと思っています。 答申の中では、方向性のみを示して答申するケースと、場合によっては、ここをこの様に直しなさいというケースがあろうかと思っています。財政計画の頁を皆さんこの審議会の中で、こう直しましょう、その様に答申しましょう

平成 25 年度第 5 回習志野市長期計画審議会 議事録

	ということも、それもないことではないと思います。 ただ、この財政計画になると、かなり専門的な部分でもございますので、審議会の皆さんとして、基本的には将来計画を見据えた市民に分かりやすく丁寧なものを明示しなさいという様な指摘をしていただいたと受け止めています。 答申がどういう結果であれ、頂ければ、私どもは最大限重く受け止めて、修正をさせていただきます。
J 委員	わかりました。
F 委員	前回欠席で、今年度初回なので、ちょっと色々とわからないことも多いのですが、今までの流れについては、私も賛成ですが、次回については、資料 1 が答申案というタイトルに変わって諮られるということでしょうか。
企画政策課長	はい。
F 委員	それで宜しいかと思います。その答申案が出来た時点で、その頃に日程調整をして、この場で諮って、最終合意の下で決定される。お名前が市長になっていますから、市長にお渡しして、その答申案を見て、市長の判断で書き換える、書き換えないということが出てくるのではないかと思います、その様な理解で宜しいですか。
企画政策課長	はい。
A 委員	同意します。
企画政策課長	はい、ありがとうございます。 そこで、2 月、3 月は議会もございまして、もし宜しければ日程を調整させて頂きたいと思います。 市長の出席可能な時間や会議の場所の都合もございまして、18 日の 13 時で調整をさせて頂きたいと思います。
H 委員	改訂版が出来たら、またそれを責任上見ておきたいと思いますので、事前に送って頂ければと思います。

平成 25 年度第 5 回習志野市長期計画審議会 議事録

会長	では、次回は 2 月 18 日となりますのでお願い致します。ご欠席の方については、書面での確認をお願い致します。 では、本日予定していた議題は以上となりますが、閉会したいと思います。どうも、ご協力ありがとうございました。 <u>閉 会</u> 15 : 30 終了
----	--